

## 長崎市交通安全協会連合会会則

昭和48年11月20日 施行  
昭和51年11月5日 一部改正  
平成4年8月26日 一部改正  
平成5年5月24日 一部改正  
平成17年5月23日 一部改正  
平成18年5月23日 一部改正  
平成19年5月30日 一部改正  
平成23年6月9日 一部改正  
平成25年4月1日 一部改正  
平成30年6月6日 一部改正  
令和2年4月1日 一部改正  
令和7年6月6日 一部改正

(名称)

第1条 本会は、長崎市交通安全協会連合会と称する。

(組織)

第2条 本会は、長崎、浦上及び時津の3地区交通安全協会(以下「3地区協会」という。)をもって組織する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、長崎地区交通安全協会事務局に置く。

(目的)

第4条 本会は、3地区協会の目的達成のためには統一した事業が効率的と思われる次の事業について、これを実施することを目的とする。

- (1) 交通マナーの高揚のための啓発宣伝活動
- (2) 交通弱者(子ども、高齢者)の交通安全を確保するための啓発活動
- (3) 交通安全に関する各種ポスター、リーフレット類の作成と配布
- (4) 交通安全施設の整備改善要望の集約と関係機関への連絡
- (5) 交通安全に協力する者及び団体等の表彰

(6) その他本会の目的達成に必要な事業

2 第1項各号の事業は連合会単位で実施することを原則とするが、内容によっては自治体及び関係団体と共同で実施することができる。

(経費の支弁)

第 5 条 前条の事業に要する経費は次の収入をもって支弁する。

- (1) 3 地区協会の拠出金
- (2) 長崎市の補助金
- (3) 寄付金
- (4) 本会の資産から生ずる収入

(会 員)

第 6 条 本会の会員は、3 地区協会の会長、副会長及び事務局の長とする。

(役 員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 会 長   | 1名  |
| (2) 副 会 長 | 1名  |
| (3) 理 事   | 1 名 |
| (4) 常任理事  | 3 名 |
| (5) 監 事   | 2 名 |

(役員を選任)

第 8 条 本会の理事は、3 地区協会の会長及び事務局の長とし、事務局の長は常任理事とする。

2 会長及び副会長は、理事会において理事の中から互選する。

(役員等の職務)

第 9 条 会長は本会を代表して会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は理事会を組織し、その決議に基づき会務を管理する。

4 常任理事は、共同の責任として会長を補佐し会務を執行する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

6 会員は総会を組織し、総会に付議された事項を審議する。

(役員任期)

第10条 役員任期はすべて2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問、相談役及び参与)

第11条 本会に、顧問、相談役及び参与を置く。

1 長崎市長、長崎市副市長及び長崎県交通安全協会理事長を本会の顧問とする。

2 3地区協会に対応する各警察署長及び長崎県交通地域安全課長、長崎市市民生活部長、長崎市自治振興課長並びに長崎県交通安全協会専務理事を本会の相談役とする。

4 3地区協会に対応する各警察署交通課長を本会の参与とする。

5 その他の顧問、相談役及び参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

6 顧問、相談役及び参与は、会長の諮問に応ずるほか、会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第12条 本会の会議は、理事会及び総会とする。なお、理事会の決議により、書面にて議決権を行使することができる旨を定めた場合には、これを総会に代えることができる。

2 会議は、すべて会長が招集し議長となる。

3 会議は、会員の過半数を持って成立する。

4 議事は、出席者の過半数をもって議決し、賛否同数の場合は議長の決するところによる。

(会議に付議する事項)

第13条 理事会に付議する事項は次のとおりとする。ただし、理事会を招集することができない事情があるときは、常任理事会をもってこれに代えることができる。

(1) 第4条の目的を達成するため、3地区協会が統一して実施する具体的事業計画

(2) 総会に付議する事項

(3) その他、会務の執行上必要な事項

2 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 収支予算及び決算に関する事項
- (2) 事業計画及び事業結果に関する事項
- (3) 会則の変更に関する事項
- (4) その他本会の運営上重要な事項